

食品安全委員会（第720回会合）議事概要

日時：平成30年11月13日（火） 14：00～14：29

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 4名、一般 5名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1品目
牛結核病診断薬（牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD）

→農林水産省から説明。

本件については、「①本製薬の主剤の病原体が不活化処理されている ②使用されている添加剤は既に食品健康影響評価を受けた動物用ワクチンの添加剤と同一である ③添加剤の含有量が同程度又はそれよりも少ない」と認められることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 1案件1品目

[1] 組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27年11月26日農林水産省告示第2565号）の改正について

→農林水産省から説明。

本件については、既に食品安全委員会が安全性評価を行った品目と比較して安全性上の新たな懸念は想定されず、それらを摂取した家畜に由来する畜産物が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとし、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

[2] JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会へ食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全モニターからの随時報告について（平成29年4月～平成30年3月分）

→事務局から報告。